規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の〇	
［略］	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省令第五号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定物質等の破壊に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

特定物質等の破壊に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

特定物質等の破壊に関する基準を定める省令（令和二年経済産業省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる特定物質等の区分に応じて同表の下欄に掲げるいずれかの技術により破壊されたこと又は破壊されることが確実であることとする。		
特定物質等	技術	
一　［略］	（一）～（八）　［略］ ［削る］ （九）　水素及び二酸化炭素との化学反応 （一〇）　ガス相触媒脱ハロゲン化 （一一）　過熱蒸気反応	
二　［略］	（一）　セメントキルン焼却 （二）　廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）による焼却 （三）　ロータリーキルン焼却	
三　［略］	［略］	

改正前		
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第十一条第一項の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる特定物質等の区分に応じて同表の下欄に掲げるいずれかの技術により破壊されたこと又は破壊されることが確実であることとする。		
特定物質等	技術	
一　［略］	（一）～（八）　［略］ （九）　ポータブルプラズマアーク （一〇）　水素及び二酸化炭素との化学反応 （一一）　ガス相触媒脱ハロゲン化 （一二）　過熱蒸気反応	
二　［略］	［新設］ （一）　廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）による焼却 （二）　ロータリーキルン焼却	
三　［略］	［略］	

規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の五	
［略］	［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。